



Title	文部行政の歴史的研究序説(1)：予備的考察
Author(s)	西本, 肇
Citation	北海道大學教育學部紀要, 54, 97-111
Issue Date	1990-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29342
Type	departmental bulletin paper
File Information	54_P97-111.pdf



文部行政の歴史的序説 (1)

—— 予備的考察 ——

西 本 肇

An Introduction to a Historical Approach to the Study of Monbusho (the Japanese Ministry of Education Administration) Part 1

Hajime NISHIMOTO

目 次

1. 文部行政研究の課題と方法	97
(1) はじめに —— 戸坂潤の文芸統制論に触れて ——	97
(2) 行政組織としての文部省 —— 行政組織研究の現状と課題 ——	101
(3) 交錯する文部省イメージ —— 教育世界の屈折した「自己意識」 ——	104

(以上本号)

(1) はじめに —— 戸坂潤の文芸統制論に触れて ——

1935年(昭和10年)、雑誌『行動』(5月号)に載せた「文芸統制の本質」と題する論文の中で、戸坂潤は日本の教育・学術・芸術等の、総じて彼が「文芸」ないし「文化」と呼ぶものにたいする日本国家の「統制」の特殊なあり方を論じている。

戸坂は「今日言う処の各種の『統制』」(出典は『日本イデオロギー論』。以下同じ。316ページ。『戸坂潤全集』第2巻)のうち、「事物のただの統制」(320ページ)ないし「資本主義的経営機構」が「必然的に産み出す」「純経済的な一種の統制」(316ページ)、言い換えれば「生産商品の画一化、標準化、コンヴェンヤーシステムその他による能率増進、などといういわゆる産業合理化」(同前)の産物が「今日統制と呼ばれていない」(同前)の何故か、別言すれば、「統制という限りいつも政治的統制」(同前)を指称するのは何故かと問い、その理由を《統制》が日本においては、常に「一国主義的な支配様式に照応するものであった」(317ページ)ことに求め、《統制》が《構成》に絶えず転化しているところに日本の統制の特殊な本質を見いだしていた。と同時に、「構成的統制」はその対立物の定立であるがゆえに、その企図するところに反し必ずや失敗に帰着するであろうことを鋭く洞察していたのである。戸坂は次のように述べている。

「一体統制という観念は、政治上の観念としても、決して今日日本で言っているような積極的な押しつけがましい本性のものではない。それは自由なイニシャティブ・自由活動等々に対立するものだが、そうした自由の積極的な諸活動に就いて、これをそのまま、何等これに手を加えることをせず、ある一定方向に誘導することが、元来『統制』の意味なのである。その意味から言う限り、統制とは、ある一定の自由を積極的に否定したり、又それと積極的に対立することなどではなくて、単に同格の諸自由が併存している場合に限って、その内どれか目的に適ったもの一つだけに優先権を与えるという、ごく消極的な作用をしか持たないのが本来なのである。……中略……この点一般的に言えば政治の通念としても少しも別ではない。—— 処がそれが、例の

教育統制に就いて見られるように、日本における統制は元来はいちじるしく積極的であり又構成的なのである。国史の『国史』的（一国史的）認識は、教育統制の宣布と同様にほぼ完全に構成されて了ったと見ていいが、それが取りも直さず教育統制の希に見る積極的な構成内容となっているものに他ならない」（同前）。けれどもこの「統制の模範実施所に他ならない」「広義の教育界」（318ページ）における「所謂『統制』は、事物のただの統制ではなく、却って事物の構成を意味すると言ったが、一定事物を眼の前にして改めて事物を構成する以上、実は夫は更に反対物・対立物の構成ではなくてはならない。国論統一というような言論統制の一規定があるが、これも言うまでもなく、国論を統制して統一することでもなければ、まして国論を単一化することでもなく、国論に於ける二大対立物の対立を組織化することに他ならない。即ち対立的な『国論』（対立した国論などというのはコントラディクティオ・イン・アドエクトーだが）の積極的な構成のことに他ならないのである」（320ページ）。

「だから結論されることは、もし文芸統制なるものがあるとすれば、或はもしそうしたものが実施されるとしたら、それはもはや文芸の統制ではなく或一定の文芸的対立物の産出を意味しなければならぬということである。従って『統制』の暁に現れる現象は、実は文芸の統一・単一化ではなくて、却って正に国内に於ける文芸陣の対立そのものに他ならぬ、ということである。そしてこれが、独り文芸に限らず、一般に今日言われる所の『統制』の本質なのである（帝国美術院の改革問題の本質もここに根ざしている）。——例の明治初年来の教育統制などは、今日のこの所謂統制観念への発達を模範的に準備工作したものに相当するといっていいたいだろう」（321ページ）。

戸坂は近代日本の行政＝「統制」が統治＝「一国家主義的な支配様式」と不可分の関係において存在・作動してきたが故に、単なる事物の「管理・統制（アドミニストレーション）」として発現することができず、構成的《統制》として現象していることを指摘しているのである。しかも刮目すべきは、行論中何度も繰り返し挙示しているように、統治と行政の狭間において「知の規律化」を媒介に、《統治の秩序》を行政に刻印し、逆に行政の秩序を《統治の型》に打ち出して行く「教育統制」＝文部行政を、戦前日本の構成的「統制」＝行政の「模範実施所」と規定していることである。戸坂は目前に迫りつつある総力戦体制の中で急速に変化しつつある《統治と行政》の基調交替—統制から積極的構成へ—の本質を文部行政及び「知」のメディアの統制行政の中に発見したのである。

戦前来、文部省ないし教育行政はその弱体と矮小性を指摘されることはあっても、日本の統治と行政の本質を典型的に体现するものとみなされたことはおそらく皆無であろう。ましてや「例の明治初年来の教育統制」＝文部行政をもって、日本の統治と行政の本質を、歴史的にも先駆的に体现するものとみなし、「今日のこの所謂統制観念への発達を模範的に準備工作した」とする戸坂の認識は私達の常識的文部省理解とは全く合致しない。では戸坂の評価は誤っていたのだろうか。そうではなかろう。むしろ戸坂の行政＝「統制」認識は、今日明らかにされている日本行政学の行政認識の到達点との先駆的合致ですらあると言うべきである（ここで日本官僚制及び行政の本質を『法制構造』や『社会構造』一般に還元して説明する旧来の方法を転換し、その本質を『統治構造における割拠性』と『支配形態における特権性』に求め、行政と政治の『制度と実体』、いかえればその機構と機能、形式と内容の相互浸透と統一の特殊なあり方の中に、日本官僚制の本質をつかみ出していった、辻 清明教授の方法を想起したい。同教授『新版・日本官僚制の研究』1969年 序Ⅲ～Ⅳ頁。尚、同書所収の第一論文「統治構造における割拠性の基因」

—— 初出は『国家学会雑誌』58巻1号 昭和19年 —— はそうした方法から結晶した記念的作品である)。

戸坂が鋭く感知した文部行政を筆頭とする統制行政—広く日本行政—の日本の本質への洞察は果たしてどれだけ今日の私達が共有するところとなっているであろうか。ここに問題がある。仮に戸坂の認識の当否をひとまず措くとしても、むしろ批判的分析にさらされるべきは、今日まで我々を支配している悟性的常識的行政認識＝文部省理解、とりわけ教育世界において今日なお根強くみられる、文部省への〈依存と反発〉という奇妙に背反する意識・評価を含むところの、伝統的な文部行政像の由来とその歴史的根拠なのである。

戸坂の行政＝統制認識に従う本稿が究明せんとする課題も、まさしくこの点に置かれているが、この課題に正しく接近するためにも、幾つかの予備的考察が必要である。

と言うのもいま述べたように、教育世界を今なお普遍的に浸潤している伝統的文部省「認識」が実は《文部省という鏡》に映し出された教育世界の《自画像》であり、しかもそれが「疎外された《自画像》」に他ならないという自己認識においてとらえかえされることが極めて希である、という教育世界に特有の日常認識の強固な構造が存在しているからである⁽¹⁾。成立以来120年近くに及んで、近現代の日本公教育の歴史に存在し続けてきた文部省は、その存在が教育世界にとって「親密」なものであればあるほど、対象としてのそのリアルな認識をむしろ拒んできたのは何故であろうか。予備的考察ではこの点を明らかにすべきである。したがって、以下の予備的考察はおおよそ次のような順序と構成で進んでいきたいと思う。

第一に、行政研究、とりわけ行政組織（法）に着目しながら行政現象を解明しようとする行政研究が、日本における行政組織を問題にする場合、何故行政一般でも、行政組織一般でもなく、絶えず、それがその時代の固有の《統治構造》と緊密な統一をなして存在するものとして把握されなければならないか、の問題である。言い換えれば日本の近代的統治という〈個別〉の「普遍と特殊」が行政組織・機構のうえにどのように表現され、また刻印されているかの問題である。ここではこれまでの行政組織（法）研究の現状と課題の批判的レビューにそくして問題の所在を明らかにすることが必要なのである。第二に、近代国家の統治構造における文部省の位置にかかわる問題である。「国民国家」(Nation State)としての近代国家の形成過程が「国民形成 (nation-building)」と「国家形成 (statebuilding)」の同時並行的過程であるとすれば⁽²⁾、この過程は二重に進行しているはずである。すなわち、一方で「国民」の「国家」への形成＝《国民統合》であり、他方で「国家」の「国民」への形成＝《国民合意》である。政治学がこの二重の関係を「近代民主主義」ないし「近代民主主義統治」と呼んできたことはいわば常識に属する。けれども問題はここから先にあるのであって、とりわけ後者の過程で進行している事態は悟性的常識的にそう考えられているほどしかく単純ではないのである。「国家」の「国民」への「形成」は《統合》の民主主義的手続きに解消される、と理解されて十分なのではない。というのはこの形成が「国民」の《合意》、言い換えれば、「国民」の意識的・主体的モメントをそこに介在させることによってのみ成り立っている限り、そこではつねにひとつの共同的政治社会における「共同性」を産出するメカニズムが働いていなければならないからであり、この「共同性」は同一の「歴史」であれ、「文化」であれ、「言語」であれ、いずれにしてもそれらの《文化的コード》の意識的な国民的共有経験を通じて産出されるからである。したがって、「国民形成」のこうした問題場面においては近代的《知》の構造が近代的統治におけるメインテーマとなってくるわけである。《近代的に知ること》と《近代的統治の構造》は《知の規律化 (Disziplinierung)》を媒介に密接な相

互規定関係にあるのである⁽³⁾。

ここから帰結する問題のひとつは、統治構造において《知の近代化＝規律化》を担う統治組織は文部省一省に限定されず、極めて多様多彩な展開を見せているであろうことである。現に後に述べるように、少なくとも明治10年代をつうじて、複数の行政官庁が《知の近代化＝規律化》の行政領域を舞台にその所管領域の拡大・争奪を互いに競いあうのである。またそこでは当然のことながら、文部省の駆使する行政手段もいわゆる《諸学校管理》に専門化＝特殊化することは許されず、いわば《知のメディア管理》とも呼ぶべき行政手段が多用されることになる。ここでは在来の文部省イメージの「革新」が求められるし、逆に今日もなお支配的な文部省認識の根拠が明らかされるとともに、その歴史的相対化が図られる必要があるのである。

最後に第三として、いま述べた統治構造における文部省の位置の問題にかかわって、文部省を固有の対象として設定する行政研究が備えるべき認識論上の合意について触れておきたい。この問題は冒頭に述べたように、今日まで我々を支配している悟性的・常識的文部省理解——それは不幸なことに日本近現代教育史研究の相当の部分にも浸透していること、およびその根拠についてはのちに批判的に検討する——が教育世界の文部省にたいする〈依存と反発〉という特有の「自己意識」から生み出されつづけているがゆえにそれは強固な「内容」を有していると同時に、対象たる文部省それ自体の正確な認識を阻む構造をもっているのである。

この問題について、私は別稿で、行政認識、とりわけ文部行政認識においては、「行政機能・作用」＝行政の *Inhalt* と「行政機構・組織」＝行政の *Form* の両者が統一的に捉えられるべきであること（文部行政における『機構—機能シェーマ』の方法）、さらに、その *Inhalt* の側面にしろ、*Form* のそれにしろ、それらの客観主義的分析・記述に終始しては文部省研究そのものが、成立しない理由、換言すれば、そこではつねに対象＝客体の主体的・反省的とらえ返しが必然的に要請されている所以を論じる機会があったが⁽⁴⁾、ここではその考え方をさらに一歩徹底して、先に触れた「国民国家」の「共同性」の問題を、行政における「公共性 *Öffentlichkeit*」の問題として論ずる方法を提起すべきであると思う。私が文部行政における《機構と機能の統一》として究明しえたことは、段階論的に言えば、この統一が主に戦時・戦後期の指導行政—行政指導の成立とともに見いだされるという“事実”であったにすぎない。けれども、この〈指導行政による統一〉は統一のひとつの、戦時・戦後的な在り方に過ぎないのであって、時間的にはもとよりのこと、内容的にも、文部行政の全局面をカヴァーするものでないことは言うまでもない。そこで問題となってくるのは、この〈統一〉のより豊かな中身である。より詳しくは後に論ずるが、「機構—機能シェーマ」の論理をより徹底していくと、一定の機構における《機能》は、「社会・市民社会」に起源をもつ教育世界の“声”と“要求”を吸収・代表しているのにたいして、《機構》は「政治的国家・統治」の“目的”と“実体”を形態化・表現していることがわかる。そして、《機構》と《機能》のこうした「区別と分裂」を現実的な「同一と統一」にもたらしめているのが、行政に体现される「共同性」＝「公共性」の領域なのである。故長浜政寿教授が鋭く、かつ先駆的に規定されたように、行政は《政治的統一体》を統一体にもたらし「媒介」、言い換えれば「国家」と「市民社会」を「公共性」の領域において統一する「媒辞」なのである⁽⁵⁾。

文部省は百年を越える日本の公教育の歴史において、果たしていかなる「公共性」を体现してきたのか、これが本稿での問題であるとともに、文部行政研究の基本問題なのである。

以上のように課題を整理したうえで、早速それぞれ問題の検討に進みたいと思う。

(2) 行政組織としての文部省 —— 行政組織研究の現状と課題 ——

佐藤功教授は『(新版) 行政組織法』(1979年)で、行政組織法の法的性質について、E. Forsthoﬀの理論に關説して次のように述べている。「(第二には、) 組織法の法的性格は国家意思の形成および国家機関の概念との關係から考えられねばならない。すなわち組織規範は、いかなる前提条件の下で特定人の意思活動が国家の意思活動として国家に帰属せしめられるか、あるいはいかなる前提条件の下で自然人が国家機関と見られるか、を定める。かくして組織法は国家意思の担い手—国家機関の担い手—を創設しかつそれらの権限を定める法であり、組織権力はこの法の下における形成的作用にほかならない」(15ページ。傍点は西本)。

多少なりと事情に通じた者は、この一文から行政組織が一つの“矛盾”を孕んでいることに気がつくであろう。すなわち、通常、行政作用法と厳密に區別してその意義と性質が規定されことになっている行政組織法がそれ自体、一つの《作用》すなわち、「形成的作用」を含んでいるという“矛盾”である。問題はドイツ行政法学の標準的理論における、法律学的問題次元での「論理的矛盾」にあるのではなく、行政とその法律的表現である行政法に内在する「現実的矛盾」をどのように理解するかにある。現実存在する行政はこの矛盾のうちにあって、行政の《機構と機能》の統一、法律学的用語を借りて言えば、「行政組織法」と「行政作用法」の統一のうちに存立しているのであるが、行政学的な行政組織・機構研究の困難と課題もまさにここにある。

とりわけ日本の場合、故蠟山政道教授がかつて統治権と統治組織の關係について、「政治機構はそれを媒介として政治権力が一定の政治機能を果たすべき場所であるから、政治機構の内部構成の在り方は、一方において政治権力の構成要素を反映するとともに、他方において政治機能の發揮の条件となっている」(『比較行政機構論』1952年。190ページ)と先駆的に述べられたように、統治組織の一環としての行政組織は行政権力ないし政治機構と密接な関連をもって存在すると同時に、佐藤教授が端的に指摘されるように、「行政組織は行政機能との関連においてはじめて考え得られる」(26ページ)がゆえに、「行政組織の在り方というものは、一方において行政権の構造を反映するとともに、他方において行政機能の發揮の条件となる」(27ページ)のである。そしてまた「ここにいう行政権の構造とか機能とかはいずれも歴史的な性質のものであり、ある時代、ある国における行政組織はそれぞれの行政権の歴史的発展を反映するとともに、また同じく歴史的発展を遂げつつある行政機能を最もよく發揮せしめための条件として自らを形成しているものである」(同前。傍点は西本)。

ここから直ちに要請される行政組織研究の方法は、行政組織を歴史的位相において捉ええることである。文部省を歴史的産物として、しかも有限な時間相のなかで「歴史的発展を遂げつつある行政機能を最もよく發揮せしめための条件として自らを形成し」つつあるものとして捉えるためには、まずもってその成立時点においてその存立の《論理と構造》を文部省自体の〈自己形成の歴史〉として明らかにする必要がある。したがってここでは、文部省の成立を官制＝行政組織法の命ずる明治4年の時点と機械的にみなし、文部省の「行政機能」を明治5年学制の作成・普及に専らあったとみなし、逆に、爾余の行政機能を見ないし輕視しつつ、その後の同省の発展を「進歩的」学制の推進・徹底の事業へ純化する過程とみなす、従来の文部省像を前提することは出来ない。むしろこうした單線的近代化論というべき、文部省理解が生み出される根拠そのものが問題となる。そこで次に文部省像の「伝統と革新」の様子を先行研究のうちにやや詳しくたずねてみる必要がある。

伊藤弥彦教授は『日本近代教育史再考』（1986年）において、従来の学制論を批判的にとらえ返すなかで、学制の推進機関と見なされて怪しまれなかったこれまでの単層的文部省像の描きかえを提起する注目すべき論述を行っている（『「学制」再考』）。

「学制を考察しようとするればまずそれを制定した官庁、文部省もまたそのころ創設された機関であることをあわせて考えておかねばならない。文部省といってもそれを今日われわれが想起する文部省像と重ね合わせることは危険である。……（中略）……（というのは一西本）ちょうど学制以前の教育界が空白でなかったのと同様に、文部省以前に政府系の教育行政庁がなかったわけではない。いわゆる『大学』がそれであった。」（30～31ページ）

そしてこの「太政官という国家権力機関から相対的に独立した最高学術教育機関」（31ページ）である「大学」がもし「順調に作動し発展していたならばわが国の教育界は国家権力からもっと自立的になり、国家の方はもっと『中性国家』になっていたであろう」（同前）とした上で、「しかしこの『大学』は無残にも失敗した。『大学本校』の実権が国学系と漢学系の旧学派によって占められ、前近代型学者意識丸だしの派閥闘争、主導権闘争をくりひろげた末に本校自体の自壊をもたらしたからである。……（中略）……形式的近代性を有した教育行政機関でありながら内容的前近代性によって瓦解した例といえよう。わが国において教育が国家から相対的に独立する絶好の機会はこのとき失なわれたのである。文部省はこの『大学』の残骸のあとにつくられた官庁である」（同前）。

ここでは、(i)〈文部省〉は二つ「存在」したこと、(ii)二つの〈文部省〉の間には「断絶」があったこと、(iii)「大学」と呼ばれた〈文部省〉は「教育ないし学問」（『教育』と『学問』が分裂していないことに注意せよ）の「独立」を「国家ないし統治構造」において（『国家ないし統治構造から』ではないことに注意せよ）達成しようと指向していたこと、すなわち対比的に言えば、後年、「文部省」と呼ばれることになる〈文部省〉が「国家ないし統治構造」における「学問」の（のみの）「擬似的独立」の擁護者をもって任ずるのに照応して、「学問」から切断された「教育」の主宰者となることによって、「学問」と「教育」の分裂を固定化しながら、その二つを自らのうちに「統一」しようとする指向性を有していたのと対照的であったこと、が読み取られるべきである。

私もいくつかの「留保」をつけたうえで、伊藤教授の描く文部省像に同意したく思う。けれども論すべきことは、伊藤教授の文部省像と私が描こうとするそれとの間におそらく存在するであろう微妙な差異ではなく、むしろ伊藤教授及び私の描こうとする文部省像が伝統的文部省像に照らして著しい「差異」をもっている点である。しかも注意すべきは、伝統的文部省像——それがいつ頃、どのような契機で今日見られるような姿を示すようになったのかは、それ自体本稿の研究テーマのひとつなのであるが——は決して自明のものではないということである。むしろ文部省を中心に据えた唯一の「正史」ともいうべき『文部省沿革略記』には成立直後の文部省の自己認識像が伝統的文部省像とは相当趣を異にする姿において描かれているのである。

同『沿革略記』（明治20年5月 文部省総務局）は次のように記している。

「王政維新ノ初首トシテ手ヲ教育ノ事ニ下スト雖ドモ創業ノ際学校ノ位置学務ノ施爲共ニ幕府ノ舊ヲ錯取シ未ダ一定ノ制ヲ立ルニ暇アラス其浸今日ノ緒ヲ開クコトヲ致セル者ハ實ニ是ノ時ヲ始トス」

「是ノ時」とはいつか。上記の記述は明治2年12月の条りであるから（3～4ページ。但し引用は『明治前期官庁沿革誌集成』第一巻 文献資料刊行会 1986年による）、少なくとも明治20

年代までの文部省の要路者の目には、「手ヲ教育ノ事ニ下」した最初の官庁が、「大学」(2年12月)であると意識されていたことがあきらかである。文部省の「発展」を明治4年の同省の官制上の創設を境にその前後で区別し、「文部省創設以前」の「教育行政機関」を「大学」に求める見解は、正史である『学制五十年史』をはじめ、多数の先行研究の採用するところであって、それ自体としては珍しいものではない。けれども、『沿革略記』の記述を詳細に検討していくと、「明治元年兵馬倥傯ノ際ナルヲ云々」に始まって、「明治19年12月 是ノ月公立学校職員ノ名称及待遇ヲ定ム」で終わる同書は一貫して行政・制度上の〈事件〉を月別に、客観的に記していくのであるが、その中で唯一、〈事件〉の評価を交えた記述が見られるのが、上記の引用箇所なのである。通読して奇異に感ぜられる点は正にここにある。草創期の文部省要路者をして、こうした記述——あえて言えば、官僚的正史にあるまじき主観的記述——を採らせたモメントとは何であったのか。言い換えれば、ここに明治2～3年にかけて文部省＝大学がなにをめざし、それは後の明治4年以後の文部省とどのように異動するのか、が検討されなければならない理由があるのである。そのためには、文部省＝大学を草創期の「政体」構想、すなわち「統治」構想のなかに位置づけてみるが必要となる。言い換えれば文部省＝大学が、その中で発揮することを期待されたであろう、〈知の規律化〉を通した「国民形成」の事業が一定の統治構造とどのように連関するかを、「統治」構想の側から明らかにすることが必要なのである。

ところで、「統治」と「知」の関係を意識しながら、両者を一つの行政組織として現実化しようとした法制改革家は江藤新平である。今日、この悲劇の天才的法制改革家の手になる「政体」構想は、文部省＝大学にかかわるものだけでも15以上に上るとされている(例えば、関口栄一「廃藩置県と民蔵合併——留守政府と大蔵省(1)——」東北大学法学会『法学』43巻3号 1979年。6～7ページ)。したがって、本稿における草創期の文部省研究は江藤の文部省構想から始められるべきである。

ところで、文部省像の「伝統と革新」の様子を尋ねるという行論の課題に戻って、その「伝統」の方を一瞥しておきたい。私が伝統的文部省像として挙げたいと思うのは、概ね以下のような特徴を共通にもつ研究である。(i)文部省を専ら、又は主として、「明治学制」の推進機関と前提したうえで、(ii)成立期の同省の「残余」の機能(例えば衛生事務、准刻・出版事務、歴史＝『大史』編集事務等の管理・統制行政)をやがて他の諸官庁に吸収され、消滅する、いわば「傍系」に属する行政事務とみなし、(iii)したがって、明示的ないし黙示的に、文部省の「発展」は教育専管官庁としての「純化」にあるとする「方法」＝「一定の歴史観」に立って、(iv)逆に、教育専管官庁への「純化」過程そのものが、残余の「傍系」の行政事務の他の諸官庁への吸収の〈運命〉をどのように内包しているか、という純化過程論が当然説明してしかるべき問題を一切説き明かさないのである。

結局、このような伝統文部省像を前提にした研究にあっては、次のような認識が決定的に欠落しているわけである。すなわち、〈文部省〉と〈他の諸官庁〉との関係(この場合、事務の吸収・争奪をめぐる関係)に現れた問題の本質とは、〈一つの官庁〉と〈それ以外の多数の官庁一般〉との権限争奪の関係一般ではなく、一定の統合構造(事務の質的量的側面からいえば、これが全体である)において、どれだけの官庁に、どれだけの事務を配分することが、統治の全体的目的に適うのか、の時々表現なのだという認識の欠落である(行政組織論において論じられるところの、いわゆる、官庁の合理的設立数及び行政官庁への事務の水平的垂直的配分の問題がこれである)。文部省研究を「行政ないし行政組織」研究として徹底していくことによって、伝統的文

きまとう混乱に近いまでの《多様なイメージ》と逆に不合理なまでの《一面的イメージ》はともに清算されうるはずである。そのためには節を改めて、いま暫く伝統的文部省像を検討することが必要である。

(3) 交錯する文部省イメージ——教育世界の屈折した「自己意識」——

倉沢剛『学制の研究』（1973年）は明治4年7月から同6年にかけての成立直後の文部省について次のように述べている。

「こうして江藤大輔は8月4日に文部省から左院へ転ずるが、それより一週間前の7月28日、民部卿大木喬任が文部卿に任ぜられた。……中略……そして同じ日『民部省被廃候事』と太政官から布告された。民部省の廃止とともに、民部卿大木喬任は文部卿へ転じ、学制改革の最高責任者を担ったのである。そして同日日欠文部卿は『掌総判教育事務管大中小学校』と、その職掌が定められた。この点で知学事から大学別当へ、そして文部卿へ、教育長官の職掌はおおむね一貫されている。ついで翌翌明治6年に文部省職制及事務章程が定められたが、ここで『文部省ハ人民ノ教育及衛生ノ事務ヲ管掌スル所ナリ』と規程され、文部卿は教育保健長官という性格のものとなった」（266ページ）。

従来の文部省研究、とりわけわが教育史家の手になるそれとしておそらく典型的姿を示している倉沢教授の上記の一文にはいくつかの批判を要する。

第一に、文部省の成立と前後して当時の内政の最も重要な支柱の一つであった、「民部省の廃止」の事実に触れられているが、その意味するところは全く理解されていない。「民部省の廃止」という事実は教授にあっては「単なる事実」でしかない。こうした態度が生まれるのは、これまた先に指摘したように、一つの官庁の生成・発展・消滅を一定の統治構造との関わりにおいてとらえないからである。後に述べるように、実際には文部省生誕の背後において展開されていたのは、倉沢教授が狭く学制推進機関をどのように構築するかといった問題——これも確かに内政上の重要問題の一つではあった——のみではなく、教育全般、従って焦眉の課題であった学制の立案・推進を含めて、そもそも内政の総合的所管官庁をどのようなものとして設立するか、が激しく争われていたのである。この争いが民部大蔵二省を中心とした、二次に及ぶ「民蔵合併問題」であったことは言うまでもない。詳しくは後の論証に譲るが、端的に言えば、文部省が一つの省として統治＝行政組織上においてその生誕が日程に上せられるのは、民部省の廃止すわち、民部省の大蔵省への吸収＝合併に際してなのである。こうしたことは一切等閑に付されている。

第二に、成立直後の文部省には卿の職掌のみが規定されているだけで、統治の中心体である太政官との関係、各局分課への事務配分等が全く規定されておらず、省全体としてどのような規模と内容の行政事務を所管としているのが明確でないのである。そうしたなかで、教授が挙示するように、明治6年の「文部省職制及事務章程」は文部省の全体的性格を知るための重要な手掛りである。けれどもこの6年の職制事務章程（3章30条但書き一つから成る）は「未定稿」であって、正規の組織法の定めではない。このいきさつについて、『法規分類大全』16巻（官職門7）はこう述べている。

「6年9月29日局課改置ノ議案ニ先達テ正院へ上陳相成ル事務章程ニ基キ云々ノ条アリ蓋シ之ヲ云フ又未定稿ナリ」（35ページ）。

問題は「未定稿」の組織法をどう見るかもさることながら（ちなみに未定稿の職制を取り上げることに意義を見いだすのであれば、『文部省職務定例』明治4年12月日欠をまずもって取り上

げるべきであって、『翌翌明治6年』のそれに一気に“突入”はしてはならないはずなのであるが)、教授がこの組織規定から極めて“大胆”な結論を導き出していることである。教授によれば、「学制改革の最高責任者」として文部卿に大木を迎えた同省は、僅か2年足らずのうちに「教育保健」省に“変身”したことになる。しかもこの“変身”は、知学事以来「教育長官」として「一貫されている」文部卿に起きているわけだから事は重大であるはずである。こうした問題が全く説明されていないのである。

第三に、いま述べたのと類似の問題として、文部省を「教育を専管する独立の一省」(倉沢前掲書263ページ)と単純にとらえる立場の論述から、文部省の“本来”の任務からして“傍系”とみえる行政事務を所管している意味が、必然的に無視ないし軽視されていることを指摘すべきである。例えば教授が挙げられているものでいえば、明治4年9月28日の「編集寮の設置」(273ページ)がそのひとつである。こう述べている。「これ(編集寮を指す一西本)は公文書史料から見る限り文部省から要請したものではなく、太政官の評決で設置されたものである。恐らく制度局であらかじめ立案されていたものと思われる。これは大中小学の教科書編輯を主な任務としたものだが、同時に諸般の外国書を反訳する任務をもっていた」(同前)。当時、統治の中核である中央行政機関の設立は太政官(及びそれに先行して『制度局』)の「先決事項」であって、一行政機関にすぎない「文部省から要請した」結果できる性質のものでないことは、「公文書史料」を見なくとも、常識に属する。より正確に言えば、中央行政機関とはこの時期にあっては、「政治的統治」の中核たる太政官それ自体であって、各省そのもの及びその内外局・寮・課・掛等の内部組織は、太政官の有機的分枝とされていたから、各省の「行政的統治」の事情に制約された「所管事務の性質」や事務の「国民的基盤」は殆ど顧みられる余地がなかったのである。こうした行政組織の設立の方法が問題なのではない。問題は太政官、したがって統治構造が、文部省に「編輯」事務を所管させた根拠は何か、逆に「編輯」事務とは統治構造にとってどのような意味をもっていたか、にある。この事務が文部省所管とされた根拠は、これも後に詳述するように、「大学」以来文部省に蓄積されてきた印刷技術の活用にあった。印刷技術のソフト面における幕府天文方(反訳局)・蕃書調所以来の洋学書とその翻訳のノウハウの蓄積、ハード面における印刷機「スタンホープ」の稼動、がそれである。

さて、批判的吟味はこれ以上は無用であろう。在来の文部省研究の典型的一例として取り上げた上述の『学制の研究』は、文部省設置の直接の理由を統治構造の変化に求め、「周知のように文部省の設置は廃藩置県に由来する」(260ページ)と正しく指摘し、またその設置を急がせた要因を「全国一体の学校規則を立案し、統一的な公教育制度を打ち立てる」(259ページ)とともに、「明治元年以来山積している教育問題(それは廃藩置県以後、治安問題の様相を呈する一西本)を処理し、当面の学制改革を断行」(同前)することにあったと述べて、文部省が明治学制の立案・推進のみを主たる理由に設置されたとする説を採用していない等⁽⁶⁾、正しい論述をしている点を認めた上で、ここでは文部省研究としての同書を批判的吟味に付したわけである。指摘しておくべきは、こうした批判が当て嵌まるのは決して同書のみではない、ということである。むしろ同書にたいする批判は、在来の文部省研究に広く妥当するというべきである。そこで、対象と問題を広げて、在来の文部省研究の批判をいま暫く行うことが必要である。

次に取り上げたいのは、尾形裕康『学制実施経緯の研究』(1963年)及び同『学制成立史の研究』(1973年)である。

両者はその書名からも推測されるように、明治5年学制の成立をハイライトに置き、学制以前

の諸構想が学制にどのように結実したか（後者）、また学制を準備・実施した直後の要因が何であったか（前者）を論じているのであるが、学制立案・実施の中心機関であり、そう言ってよければ学制の「主体」であった文部省自体が何であったかは、不思議なほど論じられていない。わずかに、「明治最初の四年間は、未だ封建制度が存在し、中央政府の権力は微弱であった。四年七月十四日廃藩置県の大改革があり、漸く中央集権制の実を挙げるにいたったのである。この中央集権体制の確立によって、全国画一教育の実施がはじめて可能になり、従来各府県が思い思いに行っていた学校教育に準則を与え、一定の枠内に統一することになった。それにはまず、文教行政全般を統括する中央官庁設置の必要が痛感されるにいたった」（前者、34～35ページ）と述べるのみで、学制自体が文部省が進める集権化の手段であったことや、ましてや、統治構造全体の集権化と文部省が学制の推進をもってする集権化が、どのような絡み合いをもっていたか等の問題は全く触れられてすらいないのである。

同一の問題は、やや旧いが、藤原喜代蔵『明治大正昭和 教育思想学説人物史』（第一巻 明治前期編 1942年）についても指摘すべきである。同書もあまたの明治学制「研究」の例にもれず、明治4年の文部省成立の原因を廃藩置県による「行政組織大改革の必要」（110ページ）に求め、「ここに於て、はじめて教育行政の中央機関が組織を整えて来たのであった」（111ページ）とその「画期性」を指摘する一方で、それと異なって、「中央教育行政機関の濫觴」（同前）を、「徳川幕府の昌平校に端を発していた」（同前）とし、〈昌平校→大学校→文部省〉を無媒介な連続関係においてとらえる、という態度を取っている。ここでは「事実」は「論理」を担うものではなく、「祖述」の「素材」でしかない。同書の没論理的没価値的な「祖述」のスタイルは、次のように述べるに至って“頂点”に達する。『「学制」の頒布に先立ち、明治五年八月に、文部省を東京常盤橋内の旧小笠原邸に移すことになった。同年十月二十五日、文部及び教部の両省を合併し、十一月二日から省務を馬場先の教部省内に於て行ふことになったが、翌六年四月、常盤橋の官舎の営繕成るに及んで、教部省と共に馬場先の地から復したのであった。そうして明治十年四月二十五日に至り、更に第四大区第二小区竹平町にこれを移し、その後また虎ノ門の位置に移したのである』（112～113ページ）。一見すると、『「学制」の頒布』と文部・教部両省の「合併」が、なにか関係がありそうな叙述になっているが、両者は何の関係もなく、ただ「合併」が行われたことのみを述べているだけであって、『「学制」の頒布に先立』云々は枕言葉でしかないのである。

けれども、皮肉なことにこの一文は、〈文明開化〉の最先頭と見なされて怪しまれなかった文部省が、〈道德主義的教化〉の中心機関であった教部省と一体であったという、文部省の隠された《顔》を端無くも暴くことになっている⁽⁷⁾。実際、これも後に論ずるところであるが、進歩的「学制」の推進・実施の真っ只中において、文部省は「下から」の国民との接点を求めて、奇怪な動きを見せるのである（暦の編暦・弘暦を巡る内務省・伊勢神宮との争い等がその一例。これは行政機関としての文部省がその行政実施上の固有の“手足”を欠いていることに関連している）。いずれにしろここでも、文部省の本格的な研究は、教部省との関連のみではなく、一定の統治構造において、「国民」の「国家」への〈形成〉の事業を担うべく、文部省が己をどのように〈自己形成〉したかを、明らかにすることが必要であることを、示している。だからこうした観点をもたない同書が、学制の「草案を具して」（114ページ）、その頒布・実施を太政官に「督促」した「伺書」（同前）をせっかく掲げながらも、その意味するところ、すなわち「伺書」が「国家ノ以テ富強安康ナルユエンノモノ、世ノ文明人ノ才芸大ニ進長スルモノニアルニヨラザルハナシ」

と述べて、「文明」という〈知のありかた〉を媒介に「国家」と「(文明)人」＝国民の、同時的創出を目指していたことをまったく見落としてしまうのは当然というべきであろうか。

こうして先行の諸研究が、研究の目的や方法においてそれぞれ異なっているが、こと文部省研究としてそれらを見た場合、その大半がほぼ千編一律の如き文部省像を示す中で、注目すべき研究は井上久雄教授の一連の論考である。次にそれを検討することが必要である。

井上教授は『学制論考』(1963年)において、「大学ヲ廃シ文部省ヲ被置候事」(太政官布告第361号 明治4月7月14日)という文部省設置を定めた周知の規定は「ふたつの点において注目されねばならない」(90ページ)とする。「第一は、文部省の設置が、大学の廃止と関連していることである」(同前)。工部省や司法省と同時に設置された文部省は、「志士官僚の開明政策が頭角をあらわした証左であ」(92ページ)るが、前二者がいわば全くの新設の官庁であったのとは異なって、文部省は先行の「大学」との「関連」を有しているわけである。まずこの点において、例えば新設の工部省が、最初から「工部省 掌褒勸百工及管鉞山製鉄燈明台鉄道伝信機等 右之通被建置候事」(太政官布告第755号 明治3年閏10月20日)とその所掌事務が明確に規定されているのと「相違している」とする(90ページ)。「第二は、……中略……廃藩置県との相関的な意味において文部省の設置が検討されねばならない」(同前)とする。

第一の側面から、次のように結論している。「大学の廃止との関連において、文部省が設置されたということは、大学が従来もっていた教育機関にしてかつ教育行政機関であるという二重的な性格から脱皮して、教育行政機関として新生したことを意味する。大学の名のもとに二重性格をもって、教育行政の掌にあたっていた中央官庁の律令的形態を廃して、中央教育行政機関にあたる文部省として創設されたのは、中央官庁の復古的官制を改め、近代的太政官制の樹立をはかり、近代化の施策を促進しようとする政府の近代化政策の一環である」(91ページ)。けれどもこの結論はたちまち“混乱”し始める。こう述べる。「したがって、大学を廃し文部省が設置されたことは、大学の文部省への昇格、その昇格に伴って教育機関の機能を分離し、教育行政機関として特設されたと解すべきでなく、むしろ、復古的な大学の組織を打破して、中央教育行政官庁としての文部省を新設することによって、集権的体制を強化するとともに、強力な集権的体制において開放的な教育政策の推進を期したものと解さねばならない」(92ページ)。文部省は「教育行政機関として新生した」(91ページ)が、「教育行政機関として特設された」(92ページ)のではない。こうした混乱はどこから由来するのか。肝心なことは、何を以て「行政機関」とみなすか、とりわけ、何を以て「教育行政機関」とみなすか、にある。本稿の課題ともかかわって、この点について述べておきたいのは、「行政的統合」と「政治(統治)的統合」の区別の問題である。例えば、井上教授も指摘しているように、最初の「大学校は官庁組織のなかにあったのである」(92ページ)が、このことの意味を考えてみると、教育機関である大学校が政治的統治的組織の中に置かれていることは、確かに奇異に感じられる。けれどもこれを奇異と感ずるのは「教育的なるもの」は「政治的なるもの」とは異なる作用であるとみなす思考様式が前提になっているからである。だが「教育」と「政治」は果たして常識的にそう信じられているほど異なった作用でありうるであろうか。むしろ確認しておくべきは、大学校(を含む古い学問)における「学問知」が、〈支配・従属〉という政治社会における秩序と密接な連関を有していたという事実である。

別言すれば、〈知ること〉＝「己が属する政治社会が何であるかを認識すること」と〈実践すること〉＝「己が政治社会の一分肢として行動すること」は古い学問知においては無媒介に同一なのである。両者の間には、「統治の制度化」、すなわち「教育の機構化 *Veranstaltung*」と

いう近代的統治＝行政の固有の働きが存在することは知られていない(逆にそうであるからこそ、いったん近代的統治＝行政が制度化されてしまうや、その制度の物神化が急速に進むのである。そして一旦は成功するかにみえた制度物神化の最終的帰結が第二次大戦末期におけるその否定＝自己否定としての、『制度より人』のスローガンであった)。その点から、例えば、明治2年の「大学」再建の政治的思想的背景として知られる、岩倉具視の「済時の策議」(『岩倉公実記』中巻)が、「彝倫ノ道ハ神代以降上下貴賤ノ別ナク躬行実践シ天下一日モ之ヲ廃セス……中略……宜シク全国ニ大中小学校ヲ設ケ彝倫ノ道ヲ講明スルヲ以テ根礎ト為スヘシ此根礎確立スルトキハ国家ノ正気充実シテ外邪隙ニ乗スルコト能ハス云々」(760ページ)と述べて、「彝倫ノ道」を「講明」し、それを知することは、すなわち「躬行実践」であるゆえに、「国家」の「根礎」を確立することと同視されえし、そのための「設ケ」＝「制度・機構」である「大中小学校」は、その固有の位置を持たないから、国家＝「官庁組織のなか」(井上前掲書 92ページ)に位置づけられて、十分なのであった⁽⁸⁾。

行論の趣旨に戻って言えば、こうした「国制＝政体」構想は「政治的(統治的)統合」が、「行政的統合」を圧倒し、包摂していることを意味している。ここから統治(国家)理性が万能である状態が生まれ、逆に国民が国家を理性的対象として「内面化 Verinnerlichung」する契機が失われていく。したがって、国家と国民という近代統治の二つのモメントを媒介する〈制度化＝行政〉の領域は、もっぱら統合の手段としての「官府」ないし「お上 Obrigkeit」として現われ、行政は「官治行政」として機能する。けれどもこうした形態は、行政が国民的基盤(公共性)を体現することが出来ないし、また行政に内包される「正義」＝「人格構成価値」⁽⁹⁾そのものを実現できない、という二重の意味で、行政の近代的発展にとっても〈不幸〉であったばかりでなく、とりわけ「教育行政」がその本質として、他の行政領域以上に、人間の内面的価値実現に強い関わりを持たせざるを得ないという必然性を有するために、〈より大きな不幸〉を背負うことになるのである。すなわち、「教育」の「手段化」及びそれに伴う教育世界の「自立性の喪失」、従ってまた、教育世界に根拠して存立する文部行政自体の「萎縮と沈滞」がそれである。すなわち、周知のようにその後の展開において、岩倉自身それを放棄したことに示されるように、「国教論」的国制構想が急速に色あせたものになっていくにつれ、国家統治から相対的に独立した領域としての、「行政」＝文部省と「教育」＝学制の、両者の「近代化」が進められていく。こうして「文部省と学制」はあたかも双生児のように同時に誕生し、両者は順調な「発展」を約束されたかに見える。けれども両者の間に横たわる国家統治における〈知の規律化〉をめぐる関係は、決して「和解」に達したのではない。むしろ近代的「学制」＝「教育」の実施が、「頑民・愚民」の「学校暴動」によって迎えられた(鹿野政直高木俊輔編著『維新変革における在村の諸潮流』1972年。326～338ページ)のに照応するかの如く、開明派官僚のチャンピオンとして出発した文部省自体が「行政」上の停滞に長らく悩まされることになるのである(組織法上の文部省職制が明治8年まで安定的に確立していないこと及び文部卿自体が大木任喬任(明治4年7月28日～6年4月19日)木戸孝充(7年1月25日～5月31日但し参議と兼任)を除いて、明治11年5月まで欠員となっていること等がその組織法的表現である)。

ところで、大学→文部省の「発展」を教育行政機関の「二重性」から、言うならば、教育行政機関としての近代的「一元化」への歩みとみなす井上教授の第一の観点では、文部省誕生から数年を経ずして生ずる、こうした〈停滞〉をどのように説明するのであろうか。周知のように、学制実施過程に現れるこの〈停滞〉は学区監督をめぐる生起していることから知られるように、

他ならぬ〈行政機関としての文部省〉に起こっているものであって、行政機関としての「徹底」＝「近代的一元化」そのものが、停滞を生み出す根拠になっているわけである。この点は次に検討する第二の観点ととも関連するが、この場合、いわゆる上からの機械的強制的近代化一般が必然的に反発を生む結果、こうした“停滞”も必至であるといった一般論的説明は論外である。結論的に言えば、統治の近代化——「文部省と学制」それ自体が統治の近代化＝集権化の原因でもあり、結果でもあるのだが——は、「国教」論的構成から、「文部省」＝行政と「学制」＝教育の両者を解放したのではない。むしろ、文部省誕生から、少なくとも森文政期まで、「行政的」モメントを優位にして、国家への国民の〈陶冶〉を重視するか、それとも「教育的」モメントを優位に置いて、個としての国民の国家への〈形成〉を重視するか、という〈知の規律化〉をめぐる原理的テーマが、文部省自体の歴史において争われ続けているのである。だから文部省が学制＝教育をもって創出しようとした近代的統治＝集権制の中身それ自体のなかに、文部省の「生誕と発展」の論理を探り当てなければならないのである。

さていま述べた〈行政組織としての文部省〉が「教育」の組織に着手する場面でどのような問題に出会ったかは、井上教授の先に述べた文部省設置の意味を捉える第二の観点と関わっているので、最後にその点を検討してみる。

井上教授の第二の観点とは、文部省の設置を「廃藩置県との相関的な意味において」、言い換えれば廃藩置県による集権体制確立との関連において「検討されねばならない」(90ページ)とするものであったが、この観点を更に敷衍して次のように述べている。「(すでにのべたように、)明治2年3月昌平校に設置された府県学校取調局は、6月民部官の上申によって廃止され、府県事務を統括する民部官の手に府県学校の件がうつされ、民部卿の指揮に属したのである。教育支配の方式は、大学と民部省との多頭的分立性において分掌されていたから、藩についてはもちろん、府県についても、学校を総括することは、大学のよくたえうところではなかったと解するのが妥当であろう。大学と民部省との教育行政にかんする分立性、大学そのものの教育行政機能と教育機能との二重性、この分立性と二重性の故に大学の教育行政機能は制度上脆弱さをまねがれなかった。分立性と二重性とを克服し、さらに全国の学事を一元的にその傘下におさめるには、廃藩後の集権的体制の強化にまたねばならなかったのである。全国支配の統括方式を確立した廃藩置県の直後、文部省が設置される所以である」(95ページ)。

「大学」の機能の「二重性」のうちに含まれていた「教育」と「行政」という二つのモメントのどちらにおいて、文部省が存立すべきか、言い換えれば「二重性」の「克服」の問題は、これ以上触れる必要はあるまい。ここで論ずるべきは、「大学と民部省との教育行政にかんする分立性」である。この「分立性」は結局どうなったというのか。「分立性」—「多頭的分立性」は誰が、どのように「克服」した、というのであろうか。見られるように、上記引用ではその結論が見いだせないのである。けれどもこの問題も結局「集権的体制の強化」の中身＝「統治の質」に帰着する。「大学」—「文部省」と、主として「民部省」—「内務省」との間にみられる「分立性」(割拠性)は「集権的体制の強化」によって「克服」されたのではない⁽¹⁰⁾。分立性・割拠性という姿をとってここに現われているのは統治そのものの分立性であり、統治そのものが「文部省」＝「教育」に根拠して成立するか、はたまた「民部省」＝「行政」に根拠してなりたつか、という先に「大学」の機能の二重性で問われた問題がここでも場面を変えて、文部省—民部省の間で再演されているのである。文部行政が、「行政」的モメントを重視して、「教育」を手段とした国家への国民の〈陶冶〉へと徹底すれば、手段化された「教育」の管理主体は文部省であるべき意味

を失い、文部省は民部省＝行政一般へと解消されて十分である。逆に文部行政が、「教育」的モメントを重視して、「行政」を媒介とした、個としての国民の国家への〈形成〉に純化するのであれば、媒介たる「行政」の規律化作用は「知」＝「教育」の自己形成そのものと一致するから、文部省は、もはや「行政」の主体である必然性を失うのである。集権的体制の確立過程において争われていたのは、こうした問題であったと言うべきである。

その点から言えば、「学制」が構想した「学区」及び「学区取締」が、一方で「教育上の区画」として現われると同時に、他方「行政上の区画」としても機能しなければならなかったのも、上記の「二重性」が必然として克服・解消されていないことを示しているのである。だから「学区」及び「学区取締」制度の、実にめまぐるしい改変＝不安定の本質とは、フランス型の集権制を採用したといわれる「学制」の態度が理想的に過ぎたか否かと言った問題では全くなく、それは文部省が機構の下部において、一方で総合的内政省としての民部省—明治8年以降は内務省—の地方行政にたいする管理方式の確立を睨みながら、それと“対抗”しつつ、地方行政の一角に文部省に固有の地歩＝下部行政機関を構築し、同時に文部省生誕の瞬間から問われていた上記の「二重性」を克服・解消せんとする行政実践にあったのである。

こうして、文部省誕生の本質にかかわる問題は、「学区」という、言うならば、「裏返しの文部省」の存立根拠からも検討・吟味される必要があると言うべきである。そこでは、従来、「学制」の実施過程における「学区」、「学区取締」並びに「督・視学」に関する一連の研究として多くの蓄積があるこの分野での諸研究が、どのような文部省像を描き得ているかという点での先行諸研究との対決、及びこの分野での出色の作品であるにもかかわらず、従来「儀礼的」にのみ引証され、その意味が正確に評価されてこなかった千葉正士『学区制の研究——村落共同体と国家権力——』（1960年）の再評価等の問題が論ぜられるであろう。これらの問題は次回以降で取り上げたいと思う。

〈注〉

- (1) 拙稿「戦後における文部行政機構の法制と環境（3・完）」（『北海道大学教育学部紀要』第53号1989年）において、私は日本教育の歴史的社会的研究が具備すべき批判的自己認識の問題を巡って、先行の戦後教育史研究と批判的対質を試みた。
- (2) この点につき、山室信一『近代日本の知と政治』（1985年、木鐸社）「近代日本における国民国家形成の諸相」147～151ページ参照。
- (3) H・マルクーゼ『理性と革命』（1954年。邦訳は梶田・中島・向來。1961年、岩波書店）は、ヘーゲル『法の哲学』序文における、かの「現実的なものは、理性的であり云々」の章句にかかわって、「理性と現実との無媒介な統一は、決して存在しない」（11ページ）と述べ、国家の現実性とは、ただ国家が「人間のあたえられた可能性に相応する場合にのみ、そして、それらの可能性を十分に発展させうる場合にのみ、ひとつの現実となる」のであって、「国家の先行的な形のいかなるものも、まだ理性的ではなく、したがって、現実的ではない」（2ページ）と論じている。マルクーゼは、国家を現実＝理性にもたす媒介が人間の可能性の妨げられない自由な発展＝形成にあることを述べているのである。
- 尚また、海老原明夫「カメラールヴィッセンシャフトにおける『家』(2)」（『国家学会雑誌』95巻7・8号）は、近代行政の源流たる *Polizei* には〈*Disziplinierung*〉を通じた生活の配慮、人間の国家（共同体）への育成の観念が存在したことを明らかにしている（50～64ページ）。
- (4) 前注(1)参照。
- (5) 長浜政寿『行政学序説』（1959年）、とりわけその第二章「行政の現実的把握」（初出は『法学論叢』48巻4号、49巻6号、51巻3・4号 昭和18～19年）参照。

私もヘーゲル法哲学の解釈を通じて、近代行政の本質を国家と市民社会の「媒介」機能に求めたことがある。拙稿「媒概念としての行政—M・リーデルの所説に即し—」(『札幌唯物論』32号 1987年所収)

(6) 例えば、同書は別の箇所「従来この時期の教育政策を見る場合、学制の立案と制定にもっぱらで、当面焦眉の学制改革を見過ごしたのは片手落ちであった。そのため文部省は外国学制を模して白紙の上に理想の学校制度を描いたかのような誤った解釈が導かれたが、これは事実と反する。事実上は文部省は第一期(明治元年から文部省設置まで—西本)以来山積した問題の解決に迫られ、当面火急の諸問題を処理しながら、問題解決のルールを学制に規定し、これによって学制改革の諸問題を解決しようとしたのである」(258ページ)と述べている。

(7) 久野 昭「明治初年の復古と進歩」(『近代日本と反近代』所収。1972年、以文社)は明治前期を通じて根深く継続する「復古」への衝動を、「天皇親政の再現という理念」が「古き時代」の「再生」ばかりでなく、その「創造」でもあった、と捉える観点から、「復古」と「進歩」の交錯する明治5年前後を次のように統一的に捉えている。

「さて、私は前に『歴史哲学叙説』(南窓社)のなかで明治維新をとりあげたとき、こう書いた。『この新しい時代の出現に当たって、幕末以来の国学的尊王思想が推進してきた天皇親政の再現という理念が、大きな役割を演じ、その限り、明治期における天皇制の確立をかつての天皇制の確立をかつての天皇親政の再現としてうけとめようとする意識の側では、この新しい時代は古き時代の再生でもあったし、その側からみると、新しい時代に向けられた期待という点で、一新は復古と離れがたく結びついていた。……中略……そして、その場合、再生は創造であったし、しかも、その創造は神話に密接に結びついていた。』……中略……この考えはいまも変わっていないが、明治初年の新政権によって神話が内在していく方向を、この考えかたに立つて問題にするなら、廃藩置県よりも少々後の、せめて紀元制定と、神武天皇即位日および天長節が祝日と定められたあたりまで、古と新の絡み合いをみておきたい。例として明治五年をとれば、この年、鉄道建設、電信線の完成、灯台の建造、郵便の普及など、近代技術文明の所産が次々に応用されていくなかで、天皇自ら各学校や工場で外人の労をねぎらっている。正・副戸長制の採用、陸・海軍両省の設置、全国徴制、学制頒布、各地区への裁判所設置、国立銀行の創立、さらに太陽暦採用決定という具合に、新政権の開化政策が、この年、ひとつの頂点に達しているとみてよい。それでいながら、この一新の動きの底には、やはり、復古の意識も強く流れていた。教部省の設置、『教則三条』の頒布、僧官の廃止があり、十一月には、神武天皇即位年(辛酉)を紀元とし、即位日を祝日とすることが決定している」(14~15ページ)。歴史哲学者の目には「学制頒布」と「教部省の設置」が統一的に捉えられていることがここでの要点である。

(8) ここで問題としている国学的学問知ではないが、朱子学における教育と国家形成の関連を「統合論」として論じたものとして辻本雅史「近世思想における統合論の系譜——幕末・近代教育史への視角——」(『日本学』創刊号 1983年5月)が参照されてよい。さらに、山室信一「『実学』観の政治的位相」(東京大学社会科学研究所『社会科学研究』31巻5号 1980年)は、実学を素材にして、実学的〈知〉の質が脱政治化する過程を描きながら、逆にその過程が実用主義的〈知〉による明治国家の政治的統合＝国民形成でもあったことを明らかにしている。「学制」の思想的背景である福沢諭吉の実学観の政治的機能批判という観点からぜひ参照されるべき論文である。

(9) 行政の有する「公共性」と、人間の価値実現の一つである「人格構成価値」との関連については、井上達夫「公共性の哲学としてのリベラリズム」(森際康友 桂林隆夫編著『人間的秩序』1987年木鐸社)参照。

(10) 辻 清明「統治構造における割拠性の基因」(『新版・日本官僚制の研究』)がこの問題での“古典”であることは言うまでもないが、とくに中江篤介(兆民)が統治の分立性・割拠性を「多頭一身の怪物」を呼んだ点については同論文84ページ以下参照。